

熊本県有明・八代工業用水道運営事業  
募集要項

令和元年（2019年）12月

一部変更：令和2年（2020年）5月

熊本県企業局

## 目次

I. 募集の概要	1
1. 事業名称	1
2. 本事業に供される公共施設等の種類	1
3. 公共施設等の管理者	1
4. 担当部署	1
5. 募集要項等	1
II. 本事業の概要	1
1. 事業の背景・目的	1
2. 本事業の基本方針	2
3. 本事業の事業内容	3
(1) 運営事業対象施設	3
(2) 対象業務	4
4. 事業方式	6
(1) 運営権の設定等	6
(2) 運営権者譲渡対象資産の譲渡	6
(3) 使用許諾対象資産の使用	7
(4) 相互応援に関する協定に係る貯蔵品の保管	7
5. 事業期間	7
(1) 事業期間	7
(2) 事業期間の延長	7
(3) 運営権の存続期間	7
(4) 事業期間終了時の取り扱い	8
6. 本事業における利用料金等	8
(1) 利用料金に関する用語の定義	8
(2) 利用料金の決定	8
(3) 利用料金の構成	9
(4) 利用料金の徴収	9
7. 本事業における費用負担	10
(1) 更新投資負担金	10
(2) 共同管理者負担金	10
8. 運営権者が取得する権利等	11
(1) 運営権者が取得する主な権利・資産等	11
(2) 県が引き続き保持する主な権利等	11

9. 有資格者の選任・届出 .....	12
10. 県の職員の派遣の可否及び業務遂行に際しての協力.....	12
11. 運営権対価 .....	12
12. 価格提案 .....	12
(1) 提案審査の考え方 .....	12
(2) 最低提案価格 .....	13
(3) 按分率の上限値.....	13
(4) 価格提案にあたっての計画水量 .....	13
III. 応募者の参加資格要件等.....	15
1. 応募者の構成 .....	15
2. 応募者に共通の参加資格 .....	15
3. 応募者に求められる要件 .....	16
4. 参加資格確認基準日 .....	17
5. 提出書類の取り扱い .....	17
(1) 著作権 .....	17
(2) 特許権等.....	17
(3) その他 .....	17
IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	18
1. 募集及び選定方法 .....	18
2. 選定の基本的な考え方 .....	18
3. 募集及び選定スケジュール .....	18
4. 審査及び選定手続き .....	19
V. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	26
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	26
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	26
3. その他の協力に関する事項 .....	26
VI. その他 .....	27
1. 使用言語、通貨 .....	27
2. 応募に伴う費用の負担 .....	27
3. 情報提供 .....	27
別紙1 運営権設定対象施設等	
別紙2 工業用水道の料金制度	
別紙3 譲渡対象資産一覧	
別紙4 使用許諾対象資産一覧	
別紙5 相互応援に関する協定に係る貯蔵品一覧	

## I. 募集の概要

### 1. 事業名称

熊本県有明・八代工業用水道運営事業（以下「本事業」という。）

### 2. 本事業に供される公共施設等の種類

有明工業用水道及び八代工業用水道並びにこれらに附帯する施設

### 3. 公共施設等の管理者

熊本県知事 蒲島 郁夫

### 4. 担当部署

熊本県企業局総務経営課

住 所 : 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話番号 : 096-333-2592

電子メールアドレス : ksomukeiei@pref.kumamoto.lg.jp

### 5. 募集要項等

公募の開始と同時に新たに開示する資料は、以下のとおり（①から⑧を総称して、以下「募集要項等」という。）。

- ① 募集要項
- ② 要求水準書（案）
- ③ 優先交渉権者選定基準
- ④ 様式集及び提出書類作成要領
- ⑤ 基本協定書（案）
- ⑥ 公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約」という。）
- ⑦ モニタリング基本計画書
- ⑧ 開示資料

## II. 本事業の概要

### 1. 事業の背景・目的

本事業の対象となる有明工業用水道事業及び八代工業用水道事業（以下「両事業」という。）は、昭和39年に有明・不知火地域が新産業都市に指定されたことを機に整備が進められ、昭和50年に有明工業用水道、昭和52年に八代工業用水道の供用がそれぞれ開始された。

平成30年度末において、有明工業用水道は荒尾市、長州町を対象に日量14,724 m<sup>3</sup>、八代工業用水道は八代市を対象に日量10,415 m<sup>3</sup>の工業用水をそれぞれ供給しており

(左記の水量はともに契約水量)、熊本県内の産業活動を支える産業インフラとして現在も重要な役割を担っている。

しかしながら、両事業とも供用開始から約 40 年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、今後、施設の更新・改修が必要となっている。また、供用開始時に想定していた重厚長大型の企業立地が進まなかったことにより、長らく契約水量が低迷していることに加えて、平成 14 年度に整備されたダムの負担金の増加等により資金繰りが悪化し事業運営費を賄うために一般会計からの借入が必要となるなど、厳しい経営環境下にあり、抜本的な経営の改善が必要となっている。さらに、人口減少を含む社会構造の変化に伴い、熊本県企業局においても専門的な技術や経験を有する技術系職員が減少しつつあり、今後の事業運営を担う人材の確保も必要となっている。

これらの課題を解決するため、熊本県（以下「県」という。）では、両事業に係る運営等について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営事業を実施することで、長期間にわたる施設の維持管理・更新等を一体的に実施し、民間の活力や創意工夫を生かした効率的な事業運営ノウハウを取り入れ、持続的な工業用水道事業の経営に期待するものである。

## 2. 本事業の基本方針

県及びPFI法第2条第5項に定める選定事業者（以下「選定事業者」という。）が設立する特別目的会社（別段の定めがない限り、原則として本事業の実施のみを目的に設立される会社をいい、以下「運営権者」という。）が、互いに協力して本事業を実施することを本事業の基本的な考え方とする。その考え方の下で、県は、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用し、運営権者が効率的かつ効果的に本事業を実施することのできる環境を整備する。また、運営権者は、前項の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき本事業を実施するものとする。

### ① 民間の経営ノウハウ等活用による経営改善

両事業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、民間ならではのコスト削減や経営合理化に積極的に取り組み、工業用水道事業の収支を改善する。

### ② 老朽施設の更新と継続的な人材育成

老朽化が進んだ施設の維持管理及び更新を継続的かつ効率的・効果的に実施することで、工業用水道事業のサービス品質の向上と効率化を達成するものとする。また、継続的な人材育成、技術継承に取り組み、運営基盤の強化を図る。

### ③ ユーザー企業や共同管理者の理解確保

両事業のユーザー企業（以下「ユーザー企業」という。）及び県を通じて共同管理者（有明工業用水道事業においては福岡県、荒尾市及び大牟田市をいい、八代工業用水道事業においては上天草・宇城水道企業団（以下「企業団」という。）をいう。）に対する積極的な情報開示や双方向のコミュニケーションに取り組み、良好な関係構築を行う。

### ④ 未利用水の有効活用の促進

対象となる両事業の未利用水の有効活用について、工業用水としての新規需要開拓はもちろん、民間ならではのアイデアによる有効活用を提案する等により、県と協力して未利用水の有効活用に取り組む。

### ⑤ 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献

工業用水道事業の持続性を高めることで、地域産業の基盤を確保する。また、本事業の実施を通じて、地元企業との連携、地域人材の雇用等を積極的に行い、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する。

## 3. 本事業の事業内容

運営権者は、本事業において、以下の（１）に掲げる施設について、要求水準に従い、（２）の業務を実施するものとする。

但し、運営権者は、県と協議のうえ、周辺の公共団体又は工業用水道ユーザー企業から水道に関わる業務等を受託することができるものとする。

### （１） 運営事業対象施設

本事業の対象となる施設は、以下の運営権設定対象施設を含む運営事業対象施設である。その概要は別紙１に示す。

#### ① 有明工業用水道

##### ア 運営権設定対象施設

有明工業用水道は、県、福岡県、荒尾市及び大牟田市（以下「県等４団体」という。）との共有施設となっており、県等４団体が締結する協定書等に基づき県が施設を管理している。また、配水本管・支管は県単独の所有施設である。

PFI法により公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定する対象施設（以下「運営権設定対象施設」という。）は、県等４団体が共有する施設における県の所有部分及び県単独の所有施設である。

## イ 運営事業対象施設

運営権者が運営を行う施設（以下「運営事業対象施設」という。）は、県等4団体が共有し県が管理する施設及び県単独の所有施設である。

### ② 八代工業用水道

#### ア 運営権設定対象施設

八代工業用水道は、新遥拝堰から松高用水路までは県、八代平野土地改良区、企業団及び民間企業2社との共有施設であり、遥頭首工管理協議会、北岸導水路管理協議会又は八代平野土地改良区が管理している。萩原接合井から白島浄水場までは、県と企業団との共有施設であり、県が施設を管理している（但し、白島浄水場の沈殿池及びフロック形成池のそれぞれ2池のうち1池は企業団が管理し、また、汚泥処理施設は県が企業団に管理を委託している。）。また、配水本管・支管は県単独の所有施設である。

運営権設定対象施設は、県と企業団が共有する施設における県の所有部分及び県単独の所有施設である。なお、汚泥処理施設には、企業団から県への管理区分の変更を停止条件とする停止条件付運営権を設定するものとし、当該停止条件が満たされるまでは、運営権者は以下の（2）に示される業務の履行義務を負わないものとする。

## イ 運営事業対象施設

運営事業対象施設は、県と企業団が共有し県が管理する施設、汚泥処理施設及び県単独の所有施設である。但し、汚泥処理施設の維持管理については、県の費用負担の下で、県が企業団へ委託するものとする。なお、汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更された場合は、運営権者が自らその維持管理・運営及び更新をその責任により実施するものとし、その費用の負担について県及び運営権者が協議を行うものとする。なお、管理区分変更時期の見通し及び管理区分変更に伴う費用の取り扱いの考え方については競争的対話にて協議を行うものとする。

## (2) 対象業務

本事業は、義務事業及び任意事業により構成される。

### ① 義務事業

運営権者は、本事業期間中、以下の義務事業を実施すること。

#### ア 統括マネジメントに係る業務

(ア) 事業実施体制の構築

(イ) 人員の配置

- (ウ) 事業計画の作成
- (エ) 財務管理
- (オ) セルフモニタリング
- (カ) 情報公開と説明責任の履行

#### イ 工業用水等の供給に係る業務

- (ア) 工業用水等の供給
- (イ) 運営事業対象施設の運転管理
- (ウ) 運営事業対象施設の保全管理
- (エ) 顧客管理
- (オ) 危機管理
- (カ) 県が維持する許認可の更新への協力
- (キ) 県が行うユーザー企業誘致活動への支援
- (ク) 県職員に対する教育・研修
- (ケ) 運営事業対象施設の公開・見学対応
- (コ) 運営事業対象施設の警備
- (サ) 運営事業対象施設の清掃
- (シ) 道路管理者等が行う道路工事等への立会い

#### ウ 施設の更新に係る業務

- (ア) 更新計画及び更新実施計画の作成
- (イ) 更新工事の実施
- (ウ) 県及び共同管理者が行う補助金申請への協力

#### ② 任意事業

任意事業とは、運営権者が自らの責任と費用負担で行う独立採算の事業をいう。

県が、本事業において民間事業者の募集及び選定において最も高い評価結果を得た応募者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するに当たり、応募者は義務事業に関連する範囲で任意事業を提案することができ、また、事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。なお、両事業のユーザー企業との契約率を鑑み、未利用水の活用につながるものであることが望ましい。但し、新規ユーザー企業（運営権者の努力により誘致された企業も含む。）に対する工業用水の供給自体は義務事業として取り扱う。また、運営権者が周辺の公共団体又は工業用水道ユーザー企業から水道に関わる業務等を受託して他事業を行う場合、当該事業は任意事業としては取り扱わない。

任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予



算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づき財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行い、補助金の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

#### 4. 事業方式

##### (1) 運営権の設定等

本事業は、P F I 法第 16 条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権者が運営等を行う公共施設等運営事業とする。なお、運営権設定対象施設が県と共同管理者との共有施設である場合、共同管理者の持ち分部分を含めた施設全体の維持管理・運営及び更新を行うものとする。但し、八代工業用水道事業の汚泥処理施設には、汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更となることを停止条件とする停止条件付運営権を設定するものとし、当該停止条件が満たされるまでは、運営権者は 3. (2) に示される業務の履行義務を負わないものとする。

県は、P F I 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る熊本県議会の議決が得られた後に、同法第 22 条第 1 項に基づき、運営権者と実施契約を締結する。県は、事業者に対して運営権設定書を交付して、同法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定する。

運営権は、有明工業用水道事業、八代工業用水道事業のそれぞれに設定するものとし、運営権設定後、運営権者は、法令に従って運営権の設定登録を行うものとする。

##### (2) 運営権者譲渡対象資産の譲渡

県は、県が所有している動産のうち、別紙 3 に記載された動産を運営権者に有償（令和 3 年 4 月 1 日時点の資産帳簿価格）で譲渡することを予定している。応募者は、競争的対話における現地調査を通じて、県から有償での譲受を受ける資産を特定し、提案時に指定すること。また、運営権者は、実施契約別紙の物品譲渡契約書（案）（以下「物品譲渡契約」という。）に基づき、県から有償で譲り受けることを指定した資産を県から譲り受け、事業を実施するものとする。

運営事業対象施設内に保存されている消耗品・備品等（下記に規定する相互応援に関する協定に係る貯蔵品は除く。以下本項において同じ。）については、実施契約締結後、運営開始までの運営準備期間において、運営権者が県から無償で譲り受ける資産を指定する。運営権者は、物品譲渡契約に基づき、運営権者が無償で譲り受けることを指定した消耗品・備品等を県から無償で譲り受け、事業を実施するものとする。

なお、運営事業対象施設内に県が保有する動産、消耗品・備品等のうち、運営権者が県からの譲り受けを指定しなかったものについては、本事業開始予定日までに、県の責任及び負担において、廃棄その他の処分を行うものとする。

### (3) 使用許諾対象資産の使用

運営権者は、本事業期間中、義務事業の実施に当たり、別紙4に記載された使用許諾対象資産を無償で使用することができるものとし、県は、運営権者による使用許諾対象資産の使用を認める

### (4) 相互応援に関する協定に係る貯蔵品の保管

別紙5に記載された貯蔵品については、県が九州地域の工業用水道事業者との間で締結している九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書に基づき、九州地域の工業用水道事業者が被災した場合に供給を予定している。事業実施期間中、県が所有するものとし、運営権者は当該貯蔵品が現存している両事業の運営事業対象施設内に、供給の用途に使われるまでの間、保管するものとする。

## 5. 事業期間

### (1) 事業期間

事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）から20年を経過する日が属する事業年度末（5.（2）の規定により事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降に、実施契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を実施契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和3年（2021年）4月1日を予定している。また、事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和23年（2041年）3月31日を予定している。なお、事業年度とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。

### (2) 事業期間の延長

事業期間については原則延長を行わない。但し、不可抗力事象の発生その他事業期間の延長を必要とする事由が生じた場合に限り、県及び運営権者は、事業期間の延長を申し出ることができる。

県と運営権者が協議により合意した場合には、事業期間を延長することができる。なお、事業期間の延長は1回に限るものではないが、延長期間の合計は5年間を超えることはできない。

### (3) 運営権の存続期間

運営権は、本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

#### (4) 事業期間終了時の取り扱い

##### ① 運営事業対象施設の引渡し

運営権者は、本事業終了日に、運営事業対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

##### ② 事業終了日において運営権者の更新に伴い残存価値が残る更新投資の取り扱い

県は、事業期間終了後、義務事業において事業期間中に運営権者が行った更新投資の残存価値相当額（事業期間中の更新投資に伴う未償却残高）を実施契約の定めに従い運営権者に支払うものとする。

##### ③ 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等

運営権者が所有する設備・機器や任意事業等に係る資産の処分等については、実施契約に定めるとおりとする。

##### ④ 業務の引継ぎ

運営権者は、本事業が円滑に継続されるよう、事業期間内に県又は県の指定する者へ業務の引継ぎを行わなければならない。なお、引継に要する費用については、運営権者の負担とする。

#### 6. 本事業における利用料金等

##### (1) 利用料金に関する用語の定義

本事業においては、熊本県工業用水道管理条例（以下「管理条例」という。）に基づきユーザー企業が支払う料金を「工業用水道料金」と称する（なお、工業用水道の料金制度について、参考として別紙2を示す）。

工業用水道料金のうち、運営権者が収受する料金を本事業においては「利用料金」といい、工業用水道料金のうち、県が収受する料金を「県収受分料金」（協力料を含む。以下、別段の定めのない限り同様。）という。

##### (2) 利用料金の決定

運営権者の収受する利用料金とは、工業用水道料金から協力料並びに協力料に係る消費税及び地方消費税を控除して得られる金額に対して、一定の比率（以下「按分率」という。）を乗じたものとする。

按分率は有明工業用水道と八代工業用水道のそれぞれについて設定する。また、按分率は、事業期間20年間のうち5年間毎の4期に分けて設定する。但し、5.（2）の規定により事業期間が延長された場合は、当該延長期間の按分率は別途設定するものとする。

有明工業用水道と八代工業用水道における各按分率は、実施契約締結時に県及び運営権

者が合意する。合意する按分率は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、運営権者が本事業の応募時に提案した按分率に一致するものとする。また、按分率の見直しは、実施契約に基づき行うものとする。

工業用水道料金の使用水量区分毎の県収受及び運営権者収受の関係を下表に示す。なお、詳細は実施契約に示す。

表：使用水量区分毎の県収受及び運営権者収受の関係

使用水量区分	収受方法	収受方法の特例
基本使用料金	県と運営権者で按分	運営権者が提案時に県が示す計画給水量を上回る水量を見込み、下記12.に規定する「県収受分料金の総額」を提案したときは、実際の使用水量が見込水量を下回る場合であっても県は運営権者が提案した金額どおりに収受する。
特定使用料金		
超過使用料金		
協力料	県が全額収受	

### (3) 利用料金の構成

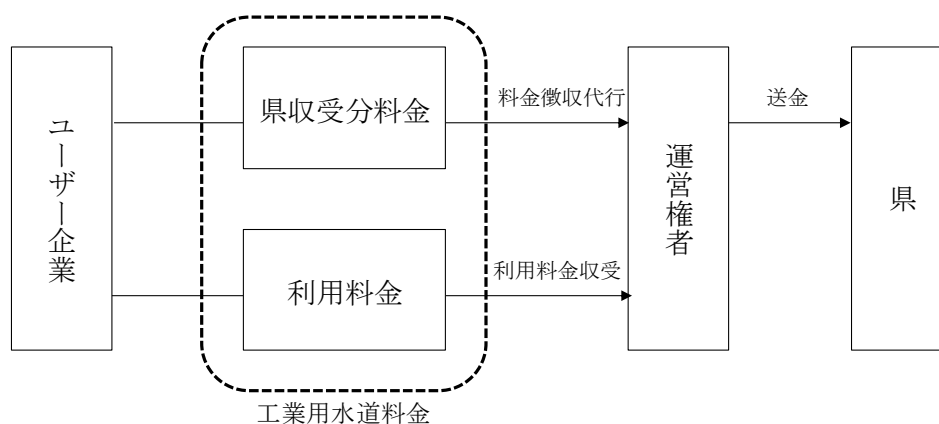
運営権者が収受する利用料金を構成する費目は、義務事業に係る費用とし、経済産業省が定める「工業用水道料金算定要領」に準拠し、以下のとおりとする。

- ・ 役務費（運転管理委託費等）
- ・ 動力費
- ・ 薬品費
- ・ 修繕費
- ・ その他、工業用水等の供給に係る費用
- ・ 減価償却費
- ・ 支払利息
- ・ 法人税等
- ・ 配当金
- ・ 一般管理費（経営に係る人件費等を含む。）

### (4) 利用料金の徴収

運営権者は、利用料金及び実施契約別紙の料金収受代行業務委託契約（案）に基づき県収受分料金をあわせた工業用水道料金をユーザー企業から徴収し、県収受分料金は県に送金するものとする。工業用水道料金の未納者への支払の催促は運営権者が行うが、催促をしても未納が継続する場合は実施契約に基づき県が督促に協力する。

図：利用料金収受のイメージ



## 7. 本事業における費用負担

県は、実施契約に基づき、運営権者に対して、以下の費用を支払う。また、運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。

### (1) 更新投資負担金

県は、運営権者が行う更新に要する一部の費用を負担金（以下「更新投資負担金」という。）として支払う。

更新投資負担金の金額は、運営権者による八代工業用水道に係る運営事業対象施設の更新工事に要した費用（撤去費を含まない。）に県が負担する費用の割合（以下「更新投資負担率」という。）を乗じて算出する。

実施契約締結時の更新投資負担率は37.5%とする。なお、更新投資負担率は実施契約に基づき見直す場合がある。

### (2) 共同管理者負担金

県は、施設を共有する有明工業水道の共同管理者と締結する協定書等（以下「協定書等」という。）に基づき共同管理者から以下の負担金を徴収し、実施契約に基づき運営権者に支払う。

#### ① 建設負担金

県は、運営権者が行う有明工業水道の運営事業対象施設（県及び共同管理者の共有持分全て）の更新に要する一部の費用を負担金（以下「建設負担金」という。）として支払う。

建設負担金の金額は、運営権者が更新工事に要した更新事業費（撤去費を含む。）に、協定書等に定める共同管理者の負担金の割合（74.5%）を乗じて算出する。

## ② 維持管理負担金

県は、運営権者が行う有明工業用水道の運営事業対象施設の維持管理に要する一部の費用を負担金（以下「維持管理負担金」という。）として支払う。

維持管理負担金の金額は、共有施設の維持管理・運営に要する費用を対象に、運営権者が提案時に提案し、実施契約締結時に県と合意した固定費（役務費、修繕費、一般管理費及びその他用水供給に係る費用）に、同じく実施契約締結時に合意した変動費（動力費及び薬品費）の単価に金山分水場出口での共同管理者への引渡水量を乗じて算出された金額を加算したと金額する。維持管理負担金は実施契約に基づき見直す場合がある。

また、維持管理負担金の固定費は、運営事業対象施設（県及び共同管理者の共有持分全て）に要する役務費、修繕費、一般管理費及びその他工業用水又は用水供給に係る費用の総額に、86%を乗じて算定された金額を20年間の総額とする。

なお、県は、実施契約に基づき、四半期毎に、当該固定費を均等に序した金額に当該四半期における引渡水量分の変動費を加算した金額を支払うものとする。

## ③ 運営権者経費

県は、運営権者による有明工業用水道の運営に要する費用（以下「運営権者経費」という。）として、毎年一定金額を支払う。

運営権者経費の年額（固定）は、本募集要項公表時に県が示した更新計画の建設負担金（3,147,628千円／消費税及び地方消費税を除く。）と運営権者が提案時に提示し、実施契約締結時に県と合意した更新計画に基づく建設負担金との差額に50%を乗じて、さらに事業期間である20年で除した金額とする。なお、本項でいう建設負担金には撤去費は含まないものとする。また、20年を超えて事業期間が延長された場合には県は運営権者経費を支払わない。

## 8. 運営権者が取得する権利等

### (1) 運営権者が取得する主な権利・資産等

- ① 本事業に係る公共施設等運営権
- ② 任意事業における公有財産賃貸借契約による本事業用地及び施設等の使用权

### (2) 県が引き続き保持する主な権利等

- ① 河川法関連
  - i. 第23条における流水の占用許可
  - ii. 第24条における土地の占用許可
  - iii. 第26条における工作物の新築等の許可

② 特定多目的ダム法関連

- i. 第15条におけるダム使用权

③ その他

- i. 事業用地の借地権等

9. 有資格者の選任・届出

運営権者は、自らの費用と責任で、電気主任技術者等、要求水準書に規定する法定資格者を配置するものとする。

10. 県の職員の派遣の可否及び業務遂行に際しての協力

県は運営権者に対して職員の派遣を行わない。

運営権者は、自らが有するノウハウや創意工夫を最大限発揮し、本事業を遂行するものとする。なお、事業立ち上げ時（運営権設定から運営事業開始後概ね1年間終了まで）においては、県も運営権者に対する職員の派遣を伴わない範囲で協力する。

運営権者は、各種申請・届出及び手続等において県の協力が必要な場合は、基本協定締結後に事前に県と協議するものとし、県は、これらの業務に可能な範囲で協力する。

11. 運営権対価

本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という）は0円とする。

12. 価格提案

(1) 提案審査の考え方

優先交渉権者選定基準に示す「県の財政健全化への寄与」の提案審査においては、県収受額及び県負担額の差額（以下、「県の財政健全化への寄与額」）を審査する。県収受額及び県負担額の内容は以下のとおりとする。

① 県収受額

- ア 県収受分料金の総額（現在価値換算前）

※本項でいう県収受分料金に協力料は含まない。

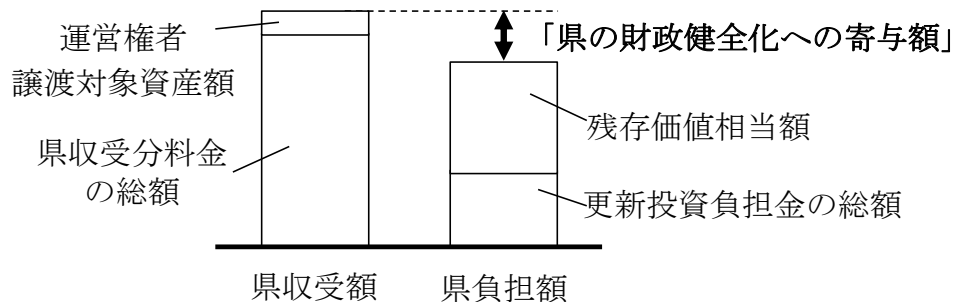
- イ 運営権者譲渡対象資産額（現在価値換算前）

② 県負担額

- ア 更新投資負担金の総額（現在価値換算前）

- イ 更新投資の残存価値相当額（現在価値換算前）

図：提案審査のイメージ図



## (2) 最低提案価格

県の財政健全化への寄与額における最低提案価格は、7.1億円（消費税及び地方消費税を除く）とする。なお、最低提案価格を構成する県収受額及び県負担額のそれぞれの価格を参考として下表に示す。最低提案価格を下回る提案は失格とするが、応募者の提案価格を構成する県収受額及び県負担額の内訳は、当該参考値に拘束されないものとする。

表：最低提案価格の構成（参考額・消費税及び地方消費税を除く）

	金額
① 県収受額	
ア 県收受分料金の総額（現在価値換算前）	27.1億円
イ 運営権者譲渡対象資産額（現在価値換算前）	0円
② 県負担額	
ア 更新投資負担金の総額（現在価値換算前）	7.0億円
イ 更新投資の残存価値相当額（現在価値換算前）	13.0億円

## (3) 按分率の上限値

按分率の上限値（20年間の平均値）は、有明工業用水道は30.8%、八代工業用水道は100%とする。

応募者は、有明工業用水道と八代工業用水道のそれぞれについて、事業期間20年間のうち5年を1期とする4期に分けて、按分率を小数第一位まで提案すること。20年間の平均値で上限値を上回らない限り、期毎に異なる按分率を提案することは可能とする。

## (4) 価格提案にあたっての計画水量

応募者は、以下の計画給水量に基づき事業計画を策定し、提案を行うこと。なお、運営権者の収入の前提となる提案時の計画給水量は下表のとおりとするが、応募者の責任と判断により、費用の前提として、当該計画給水量と異なる計画浄水量を用いることは妨げない。この場合、様式A-7「資金調達・事業収支に関する提案」において、収支計画作成上の考え方として異なる値を用いた根拠を明示すること。



表：価格提案にあたっての計画給水量

区分	提案の計画給水量	
有明・八代工業用水道分	既存ユーザー企業（本公募時点の給水契約継続企業）分	
	基本使用水量	県提示の量（具体的な値は様式集を参照）
	特定使用水量	なお、本公募日から提案日までの間に、既存ユーザー企業の基本使用水量及び特定使用水量が変更されたときは、県は応募者に対して変更後の値を提示する。
	超過使用水量	応募者の判断による見込水量。但し、見込水量を必ず加えることを要するものではない。
	新規ユーザー企業分	
	基本使用水量	応募者の判断による見込水量。但し、見込水量を必ず加えることを要するものではない。
	超過使用水量	なお、本事業の開始以降に新規の給水契約締結が見込まれると県が把握している企業への見込給水量を加えることは認めないので留意すること。その具体企業名は、参加資格審査通過者に対し、競争的対話において開示する。
共同管理者分	—	県提示の量

### Ⅲ. 応募者の参加資格要件等

#### 1. 応募者の構成

- (1) 本プロポーザルに応募できる者は、Ⅱ. 3. (2)に掲げる業務を実施する予定の単独の民間事業者（以下「応募企業」という。）又は複数の民間事業者によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）のいずれかとする。
- (2) コンソーシアムにより応募する場合は、構成する民間事業者（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称、本店の所在地及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (3) コンソーシアムにおいては、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとする。なお、代表企業の運営権者に対する議決権付株式の保有割合が最大となることは要さない。
- (4) 応募企業又はコンソーシアム構成員（以下「応募者」という。）は、本事業に係る特別目的会社の議決権株式（実施契約において定める議決権付株式をいう。以下同じ。）の全てを保有するものとする。
- (5) 参加表明書の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の追加は認めない。また、代表企業以外のコンソーシアム構成員が辞退をせざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、県が認めた場合は代表企業以外のコンソーシアム構成員の辞退を認める場合がある。応募者は、応募者がⅢ. 1から3までの参加資格要件を満たさなくなった場合、県に速やかに通知しなければならない。
- (6) 応募者は、提案書類の提出にあたり、参加表明書の提出時に県に示した運営権者に対する議決権付株式の保有割合を変更することができる。但し、Ⅲ. 3. ①から③の資格を有するコンソーシアム構成員として参加資格審査の申請を行った者の議決権保有割合の合計が50%未満となる変更は認められない。
- (7) 参加表明書の提出以降、応募者は、同時に他の応募者となることはできないものとする。

#### 2. 応募者に共通の参加資格

応募者は、以下の各号の要件全てを満たしていなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) PFI法第9条各号に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

- (5) 参加表明書の提出期限から優先交渉権者の選定の時までの期間に、熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年3月19日告示第243号）又は熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年5月12日告示第521号）に基づく資格停止を受けていない者であること。
- (6) 応募者は、県が発注した本事業のアドバイザー業務である「熊本県有明・八代工業用水道運営事業に係るアドバイザー業務」の受託者及びその協力会社である、株式会社日本総合研究所、株式会社N J S、アンダーソン・毛利・友常法律事務所並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 応募者は、IV. 4（1）に示す「熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会」の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。
- (8) 上記（6）及び（7）に定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

### 3. 応募者に求められる要件

応募者のうちいずれかの者は、以下に示す実績を有することを要する。なお、以下の①から③のすべての実績を同一の者が有することを求めるものではない。但し、以下の①から③の資格を有する応募者は、本事業の運営権者に対して議決権付株式の出資を引き受け、それらの応募者の議決権保有割合の合計が50%以上となっていなければならない。

#### ① 水道分野の設計・施工実績

- ・ 公称能力日量5,000トン以上の能力を有する上水道又は工業用水道施設において、施設的设计・施工（更新を含む。）を担った実績。
- ・ 前項の実績は、設計・施工一体型の建設工事の元請けを担った実績又は施設的设计・施工（更新を含む。）を伴う上水道事業又は工業用水道事業を自ら実施した実績若しくは実施した者に議決権付最大出資した実績に限る。なお、建設共同企業体で請負った建設工事においては自らが代表企業であること。

#### ② 水道分野の運営実績

- ・ 公称能力日量5,000トン以上の能力を有する上水道又は工業用水道施設において、施設の運転管理・保全管理を担った実績。
- ・ 前項の実績は、上水道事業又は工業用水道事業において運転管理・保全管理を自ら実施した実績又は実施した者に議決権付最大出資した実績に限る。

### ③ 事業マネジメントの実績

- ・ P F I 事業（特別目的会社を設立して実施した D B O 事業も含む。）で代表企業（最大議決権付出资者）として事業マネジメントを実施した、又は、実施中の実績。事業マネジメントとは、各種計画立案、調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したものをいう。

## 4. 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から県による優先交渉権者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなると認められる場合は、県はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

## 5. 提出書類の取り扱い

### (1) 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。但し、県は、広報活動等に必要範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、選定事業者の提出書類の著作権は、実施契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。

### (2) 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

### (3) その他

提出書類は返却しない。

優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかった応募者の提出書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

#### IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

##### 1. 募集及び選定方法

本事業は、民間事業者が有するノウハウ・創意工夫を総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業の優先交渉権者の選定は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に十分留意した上で公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により行う。

##### 2. 選定の基本的な考え方

本事業では、管理条例第9条第3項の規定に基づき、応募書類を次に掲げる基準に照らして審査して、最も適切に指定施設の運営等を行うことができると認める者を優先交渉権者として選定する。

- (1) 事業計画書の内容が、運営事業対象施設の運営等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 民間事業者が、運営事業対象施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- (3) 運営事業対象施設の安定的かつ効率的な運営等が、民間事業者の有する経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）、その創意工夫等により十分に確保されるものであること。

##### 3. 募集及び選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、次を予定している。

時期	内容
令和元年（2019年） 12月17日	募集要項等に関する質問又は意見の締切 （参加資格審査関連）
令和元年（2019年） 12月26日	募集要項等に関する質問又は意見に対する回答の公表 （参加資格審査関連）
令和2年（2020年） 1月7日	募集要項等に関する質問又は意見の締切 （参加資格審査関連以外）
令和2年（2020年） 2月4日	募集要項等に関する質問又は意見に対する回答の公表 （参加資格審査関連以外）
令和2年（2020年） 2月6日	参加表明書及び参加資格確認書類の受付期限
令和2年（2020年） 2月中旬	参加資格確認結果の通知

時期	内容
令和2年(2020年) 2月17日～2月28日 (予定)	競争的対話における現地調査(集中実施期間)
令和2年(2020年) 3月18日(予定)	競争的対話(第1回:技術等全般)の実施。 場所は熊本県内
令和2年(2020年) 4月15日(予定)	競争的対話(第2回:基本協定及び実施契約関連)の実施。 場所は東京都内
令和2年(2020年) 4月下旬	競争的対話を踏まえた、募集要項等調整版の応募者への提示
令和2年(2020年) 5月18日(予定)	競争的対話(予備会)の実施。場所は未定
令和2年(2020年) 5月下旬	募集要項等最終版の公表
令和2年(2020年) 6月19日(予定)	提案書の提出期限
令和2年(2020年) 8月上旬	優先交渉権者の選定
令和2年(2020年) 9月上旬	基本協定の締結
令和2年(2020年) 10月上旬	運営権設定、実施契約の締結及び公表
～令和2年度 (2020年度中)	運営準備(事業開始に伴う手続、業務引継ぎ等)
令和3年(2021年) 4月1日(予定)	運営事業開始
令和23年(2041年) 3月31日(予定)	運営事業終了

#### 4. 審査及び選定手続き

##### (1) 熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会の設置

優先交渉権者及び次点以降の交渉権者の決定にあたり、県は、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、以下の有識者等からなる「熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

なお、審査会は非公開とし、応募者が、優先交渉権者等の決定までに審査会の委員に対し、本事業に関連した接触を行った場合は失格とする。

(委員名簿)

氏名	所属・役職等／募集要項公表日現在
池上 恭子	熊本学園大学 商学部 教授
石井 晴夫	東洋大学 名誉教授
川越 保徳	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授
渡辺 亮一	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授
小牧 裕明	熊本県 商工観光労働部 新産業振興局長

(2) 募集要項等の公表以降における手続

① 守秘義務対象資料の配付

守秘義務対象資料の配付を求める者は、「守秘義務対象開示資料提供申込書」(以下本号において「申込書」という。)及び「守秘義務に係る誓約書」(以下本号において「誓約書」という。)を所定の方法により提出すること。なお、実施方針の公表時に誓約書を提出済みの者は、申込書のみを提出することで差し支えない。

ア 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)とする。

イ 提出先

熊本県企業局総務経営課

住所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

② 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項等に関する質問については、次のとおり参加資格に関連する事項と、それ以外を、それぞれ別の時期において受付のうえ回答する。

ア 受付期限

(ア)参加資格審査に関連する事項

令和元年(2019年)12月17日(火)午後5時(必着)

(イ)参加資格審査関連以外

令和2年(2020年)1月7日(火)午後5時(必着)

#### イ 提出方法

質問等の内容を簡潔にまとめ、様式集及び提出書類作成要領における質問書・意見書を添付ファイルとし、電子メールにより送信（送信後には電話で着信を確認）すること（件名は、「募集要項等に関する質問・意見書の提出」とすること）。

#### ウ 提出先

熊本県企業局総務経営課

住 所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電子メールアドレス：[ksomukeiei@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:ksomukeiei@pref.kumamoto.lg.jp)

着信確認用の電話番号：096-333-2597

#### エ 回答方法

県は、質問・意見及びその回答を以下のURLの県のホームページで公開する。質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で掲載する予定だが、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問・意見を行うこと。

[https://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_29320.html](https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_29320.html)

なお、以下「県のホームページ」とある場合は、このURLを指す。

#### オ 回答予定日

(ア)参加資格審査に関連する事項

令和元年（2019年）12月26日（木）

(イ)参加資格審査関連以外

令和2年（2020年）2月4日（火）

#### ③ 参加資格確認に関する手続

ア 参加表明書の受付

本募集要項に基づく募集に応募しようとする応募者は、様式集及び提出書類作成要領で定める参加表明書及び参加資格審査書類を提出し、県の参加資格審査を受けること。

#### イ 提出期限及び提出先

(ア)提出期限

令和2年（2020年）2月6日（木）午後5時（必着）



(イ) 提出方法

上記①アに同じ

(ウ) 提出先

上記①イに同じ

ウ 参加資格確認結果の通知

県は、令和2年（2020年）2月中旬において、参加表明を行った応募者に対し、参加資格審査の結果を個別に通知する。なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

④ 競争的対話における現地調査

参加資格確認審査の通過者を対象に、現地調査の機会を設ける。なお、現地調査の開催日は、令和2年（2020年）2月17日から2月28日を集中実施期間とし、以降は応募者が希望する日程の中から県が指定する日程で実施可能とする予定だが、詳細は参加資格確認結果とともに個別に通知する。

⑤ 競争的対話

県は、参加資格確認後から提案書の提出までの間に、参加資格確認の結果として参加資格を有することを確認できた応募企業又はコンソーシアムと競争的対話（内閣府の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」中、3の（3）「競争的対話方式」のことをいう。）を行い、その結果を踏まえ、要求水準書及び実施契約等の調整を行う。

競争的対話は、IV. 3. のとおり、複数回実施することを予定しているが、その詳細は、参加資格確認審査通過者に対し個別に通知する。

⑥ 提案書の提出及び審査等

参加資格確認審査通過者は、様式集及び提出書類作成要領で定める優先交渉権者選定のための提案審査に必要な書類（以下「提案書」という。）を県に提出することができる。

ア 提出期間及び提出先

(ア) 提出期限

令和2年（2020年）6月19日（金）午後5時（必着）

(イ) 提出方法

上記①アに同じ

(ウ) 提出先

上記①イに同じ

(エ) プレゼンテーション等の実施

県は、提案書の提出者に対して、プレゼンテーションの実施及び審査会による提案書に対するヒアリングへの出席を求める。これらの日時等の詳細は、提案書の提出者に対し個別に通知する。

(オ) 優先交渉権者の選定

審査会は、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、提案書を評価する。県は、審査会の提案書の評価結果を基に最も評価点の高い者を優先交渉権者として選定するものとし、提案書を提出した全ての応募者に対し、審査の結果を個別に通知する。なお、この場合において、県は、優先交渉権者を除く者で評価点の高い者から順に交渉権の優先順位を付け、優先交渉権者が辞退・失格した場合における交渉権者として、順位及びその旨を通知するものとする。

⑦ 優先交渉権者を選定しない場合

運営権者の募集及び選定に関する一連の手續において、応募がない、又はいずれの応募者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断した場合には、県は、優先交渉権者を選定せず、募集手續の執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

⑧ 募集手續の中止等

県は、公正に募集手續を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手續の執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

### (3) 優先交渉権者選定後の手続

#### ① 基本協定の締結

県と優先交渉権者は、実施契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の本事業における役割に関する事項、特別目的会社の設立に関する事項、運営権の設定に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、基本協定の締結により、優先交渉権者をPFI法第8条第1項に基づく本事業の選定事業者として決定する。但し、優先交渉権者との協議の結果、基本協定の締結に至らなかった場合は、提案審査における評価点が高い順に基本協定の協議を行う。

#### ② 供給規程変更の届出

県は、工業用水道事業法に定めるところにより、供給規程の変更の届出を行う。なお、運営事業期間においても、県は工業用水道事業法に定める工業用水道事業者として必要な許認可の維持等を行うものとする。

#### ③ ユーザー企業との給水協定及び共同管理者との協定の改定

県は、本事業の実施に当たり、ユーザー企業との間で締結している給水協定及び共同管理者との間で締結している協定書を改定する。

#### ④ 特別目的会社の設立等

基本協定を締結した選定事業者は、実施契約の締結前までに、特別目的会社を熊本県内に設立しなければならないものとする。

#### ⑤ 運営権の設定

県は、PFI法第19条に定めるところにより、運営権設定の議決を経て運営権を設定する。

#### ⑥ 実施契約等の締結

県と運営権者は、PFI法第22条第1項に基づく本事業に関する事項を包括的かつ詳細に規定した実施契約を締結する。県は、本事業の実施に当たり、PFI法第19条第4項に基づく議決のほか、必要となる法令上の手続を遅滞なく行うものとする。

また、県と運営権者は、実施契約のほか、物品譲渡契約及び料金収受代行業務委託契約等を締結するものとする。

⑦ 運営権者による受益の意思表示

運営権者は、実施契約に基づき、本事業開始予定日までに、県と協議の上、事前に合意した方法に従い、各ユーザー企業に対して、県と当該ユーザー企業との間の給水契約に関し、受益（当該ユーザー企業に対して利用料金の支払いを請求する権利に係る部分に限る。）の意思表示を行うものとする。

⑧ 運営事業の開始

運営権者は、P F I 法第 21 条に基づき、運営事業を開始しなければならない。運営事業の開始は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日を予定している。

## V. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、業務遂行に重大な影響を及ぼす新たな法令上の義務、又は税制上の負担が生じる場合、特定事業契約の定めにより、県と事業者で協議を行うものとする。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるように可能な範囲で協力する。

### 3. その他の協力に関する事項

県は、事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて事業者に協力するものとする。

## VI. その他

### 1. 使用言語、通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

### 2. 応募に伴う費用の負担

本事業の応募に伴う費用は、いかなる場合であっても、応募者の負担とする。

### 3. 情報提供

本事業に関する情報提供は、県のホームページを通じて適宜行う。

別紙1 運営権設定対象施設等

有明工業用水道事業

施設	分岐	所有者	管理者	運営権設定対象	運営権者の業務範囲	
					更新	維持管理
0白石堰		玉野平野土地改良区・ 県等4団体	玉野平野土地改良区	対象外		
1白石堰取水口		県等4団体	県	県持ち分	○	○
①取水トンネル		県等4団体	県	県持ち分		○
2沈砂池		県等4団体	県	県持ち分	○	○
②導水トンネル		県等4団体	県	県持ち分		○
3導水ポンプ場		県等4団体	県	県持ち分	○	○
③導水管		県等4団体	県	県持ち分		○
4上の原浄水場		県等4団体	県	県持ち分	○	○
④送水管		県等4団体	県	県持ち分		○
5接合井		県等4団体	県	県持ち分		○
⑤配水トンネル		県等4団体	県	県持ち分		○
6金山分水場	大牟田・荒尾 上水・福岡県 工水	県等4団体	県	県持ち分	○	○
⑥配水本管・支管		県	県	施設全体		○
有明工水ユーザー						

## 八代工業用水道事業

施設	分岐	所有者	管理者	運営権設定対象	運営権者の業務範囲	
					更新	維持管理
1新遙拌堰		八代平野土地改良区等	遥頭首工管理協議会	対象外		
2取水口ゲート		八代平野土地改良区等	遥頭首工管理協議会	対象外		
①北岸導水路		八代平野土地改良区等	北岸導水路管理協議会	対象外		
3沈砂池	農水	八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
②太田用水路	日本製紙	八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
4興人第1ゲート		八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
③松高用水路	農水 KJケミカルズ	八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
5萩原接合井		県、上天草・宇城水道 企業団	県	県持ち分	○	○
④導水管路		県、上天草・宇城水道 企業団	県	県持ち分		○
6白島浄水場		県、上天草・宇城水道 企業団	県	県持ち分	○	○
うち、汚泥処理施設		県、上天草・宇城水道 企業団	上天草・宇城水道企業 団	県持ち分	※	※
⑤配水本管・支管		県	県	施設全体		○
八代工水ユーザー						

※ 汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更された場合は、当該施設の更新及び維持管理を運営権者の業務範囲とする。但し、具体的な運営権者の業務範囲とその業務範囲の変更に伴う費用は協議により見直す。



別紙2 工業用水道の料金制度（参考）

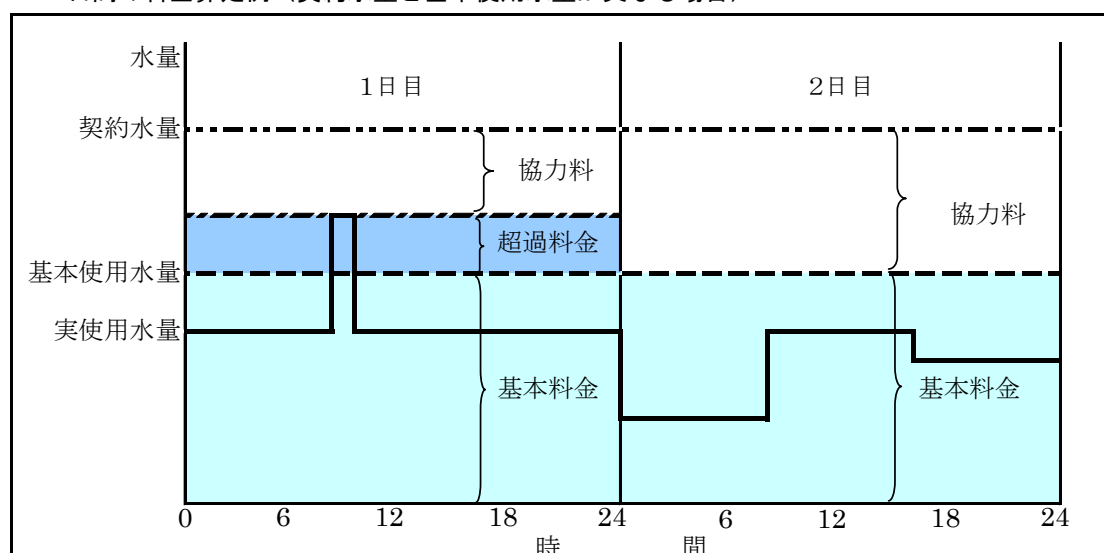
熊本県の工業用水道料金は、責任水量制を採用している。

責任水量制では、1日当たりの使用水量を基本使用水量として定め、実際の使用水量がこの範囲内であれば、その使用水量にかかわらず、基本使用水量分の料金（基本料金）を徴収する（熊本県工業用水道供給規程第11条）。但し、特定使用水量について管理者から承認を得た場合は、ユーザー企業は、一定期間、基本使用水量を超えて使用できる。

なお、基本使用水量あるいは基本使用水量に特定使用水量を加えた水量を超えて使用した場合、超過使用水量として別途超過料金を加算する。

また、一部のユーザー企業においては、将来計画される最大使用水量（契約水量）を確保するため、基本料金とは別に協力料を徴収している。

\* 2日間の料金算定例（契約水量と基本使用水量が異なる場合）



※特定使用水量の使用を管理者から得ている場合は、上記図における基本使用水量には、特定使用水量も含む。

※用語の説明

契約水量	ユーザー企業が将来計画に基づいて最大使用水量とする1日当たりの使用水量のこと。
基本使用水量	ユーザー企業が契約水量の範囲内で使用することができる1日当たりの使用水量のこと。
特定使用水量	ユーザー企業が承認を得て、一定期間において基本使用水量を超えて使用できる1日当たりの使用水量のこと。
超過使用水量	ユーザー企業による1日のうち1時間単位での最大使用水量が基本使用水量時間割を超えた場合、その超過部分に24を乗じた水量のこと。

別紙3 譲渡対象資産一覧

番号	区分				資産番号	資産名称	保管場所	台帳価格 (円・税抜)	取得年月日	耐用年数	償却率	償却累計額	償却限度額	資産帳簿価格 (円・税抜) (令和3年4月1日時点)	施設の構造等
	目	専用・共同	節	細節											
1	八代工業用水	専用	備品	器具諸備品	23850	直示天秤	八代工業用水管理事務所 水質試験室	117,000	昭和52年4月1日	5	0.200	111,150	5,850	5,850	研精工業(株) 直示天秤 1台 (巾300×奥行430×高さ465mm) 型式 マクロ414/10 仕様 ひょう量 200g 読取限度 0.1mg 標準偏差 ±0.05mg
2	八代工業用水	専用	備品	器具諸備品	23860	ジャーテスター	八代工業用水管理事務所 水質試験室	288,500	平成20年4月23日	5	0.200	274,075	14,425	14,425	ジャーテスターE (エコノミー) JMD-6E型 AC100V 60HZ
3	八代工業用水	専用	備品	器具諸備品	23870	エアロン (水質試験室)	八代工業用水管理事務所 水質試験室	95,810	平成20年6月19日	6	0.166	91,019	4,791	4,791	
4	八代工業用水	専用	備品	器具諸備品	23880	濁度等測定用水質チェッカー	八代工業用水管理事務所 水質試験室	240,000	平成23年3月23日	5	0.200	228,000	12,000	12,000	
5	八代工業用水	専用	備品	器具諸備品	23890	塩素イオン計	八代工業用水管理事務所 水質試験室	127,000	令和1年5月23日	5	0.200	20,955	6,350	106,045	株式会社 ミカド科学産業塩素イオン計CL-10Z

別紙 4 使用許諾対象資産一覧

番号	区分				資産番号	資産名称	保管場所	施設の構造等
	目	専用・共同	備品	細節				
1	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	14340	移動梯子	有明工業用水管理事務所	
2	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	14350	ジャータスター	有明工業用水管理事務所 水質試験室	ジャータスター WT-6型(巾105 高44 奥33) (株)杉山元医理器
3	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	14360	マクロ直示天秤	有明工業用水管理事務所 水質試験室	マクロ直示天秤 西ドイツザウター社製 414-10型
4	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	14380	排水水中ポンプ	有明工業用水管理事務所	高砂鉄工(株) 排水水中ポンプ 型式 GH-37H 80φ×5000/min×20m 1台 電動機 3.7kw×220v 2P×60Hz ケーブル10m付 1台 配電盤 電磁開閉器 電流計 切替開閉器 起動装置リレー付3Eリレー付 1面 低水位用電極 ケーブル15m付 1本 配電盤据付台 1組 漏電ブレーカー 1個 ケーブル 5.5mm <sup>2</sup> (3芯2種ケーブル) 木ドラム付 100m サニーホース 80φ 100m
5	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	14400	ポンプ	有明工業用水管理事務所	
6	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	14410	発電機	有明工業用水管理事務所	停電用電源用非常用発電機
7	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	14420	オイルフェンス	取水口	油流出事故対策オイルフェンス →取水口設置中
8	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	14430	水質試験室用エアコン	有明工業用水管理事務所 水質試験室	
9	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	14440	水質試験室用恒温乾燥機	有明工業用水管理事務所 水質試験室	
10	有明工業用水道	共同	備品	工具	14450	歩行型芝刈機	有明工業用水管理事務所	HONDA HRX537
11	有明工業用水道	共同	備品	諸車	14392	ゴムボート	有明工業用水管理事務所	規格等 アキレスゴムボート EZ6-942
12	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	(仮) 14460	塩素イオン計	有明工業用水管理事務所 水質試験室	株式会社 ミカド科学産業塩素イオン計CL-10Z
13	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	(仮) 14461	分析用電子天秤	有明工業用水管理事務所 水質試験室	英和株式会社分析用電子天秤HR-250AZ
14	有明工業用水道	共同	備品	器具諸備品	14851	水質チェッカー	有明工業用水管理事務所 水質試験室	東亜電波 WQC-22A

※ 区分欄にて「共同」との記載がある備品は共同管理者との共有資産をいう。

別紙5 相互応援に関する協定に係る貯蔵品一覧

【有明工業用水道】

番号	保管場所	名 称	品質、形状、寸法等規格	数量	単位
1	上の原浄水場	ヤノジョイント	TN-65 φ 800、L=400	1	個
2	上の原浄水場	ヤノジョイント	TN-65 φ 800、L=600	1	個
3	上の原浄水場	亜鉛メッキ鋼管	S G P - W M 500 A	73	m

【八代工業用水道】

番号	保管場所	名 称	品質、形状、寸法等規格	数量	単位
1	白島浄水場	ヤノジョイント	Yジョイント φ 1200×1300	2	個
2	白島浄水場	ヤノジョイント	Yジョイント φ 1100×1300	1	個